

■ Article ■

小規模企業白書 (2018年版)

日税研副理事長 坂田 純一

2年後の東京オリンピックと同時期。今年の東京はことのほか暑い、というよりもはや連日酷暑、猛暑である。各地も軒並み、観測史上の国内最高気温を超えたというニュースばかりである。また災害もあった。この7月には、気象庁発表でも、最終的に運用を開始して以来最多となる計11府県で大雨特別警報が発令された。この豪雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、亡くなられた方が200人を超える甚大な災害となった。いまだ、避難所暮らしをされている方も多く、心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い平穏な日常生活を営めるよう復旧を願っている。

さて、この酷暑の中のメルマガであるが、酷暑の中での一休みの気持ちも含め、軽なお話しとさせて頂いた。以前、「小規模企業白書 (2015年版)」と題する記事を執筆したことがあったが、今度は2018年版である。この「白書」は、平成26年6月に施行された「小規模企業振興基本法」に基づき、わが国では初めて小規模企業に的を絞ったものとして各種の統計に基づき作成され、爾来、毎年、年度版が公表されており、小規模企業の実態把握のため、税理士としても各々の事務所に備えるべき資料の一つとしてほしいものである。

一 小規模企業振興基本法

親しい友人に「小規模企業白書」の話をしたら、「知らない」との答えが多かった。以前のメルマガとは一部重複するが、復習の意味や再確認も含めて「小規模企業振興基本法」の話等から始めることとしたい。

中小企業に関しては、もともと「中小企業基本法」(昭和38年7月20日法律第154号)において法整備がなされている。その第1条では、「中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。」とされている。また、同法第3条の「基本理念」には、第1項で「中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的

な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」とし、第2項では特に小規模企業についても言及し「中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」としている。

同法第2条では、中小企業者の範囲及び用語の定義がされている。つまり、中小企業基本法では中小企業の範囲を、①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの、②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの、③資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの、④資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの、とされている。そして、小規模企業については、同条第5項において、この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう、と定義されている。

近年制定された「小規模企業振興基本法」は、その制定の趣旨として「全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。」（中小企業庁HP）としている。

法整備の起因としては、平成25年通常国会において、8本の関連法案を一括で改正する「小規模企業活性化法」が既に成立しており、「中小企業基本法」の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当てた「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、「小規模企業振興基本法」の制定が課題とされていた。

そして、「小規模企業振興基本法」は、小規模企業の振興に関する施策について、

総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するためのものとして、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築することをも目指して、平成26年通常国会において6月27日（法律第94号）として成立した。「小規模企業振興基本法」では「基本原則第3条・第4条」を次のように定めている。第3条では「小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。」とされ、第4条では「小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。」とされている。なお、ここでいう「小規模企業者」とは、「中小企業基本法」第2条第5項に規定する小規模企業者をいうとされ、「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう、と定義されている（同法第2条第1項、2項）。

二 小規模企業白書

「小規模企業振興基本法」は、前述のように対象企業の「成長発展」のみならず、技術・ノウハウの維持向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置付けている。

第4回目となる「白書」は、全体で3部構成とされている。第1部では、最近の小規模事業者の動向についての分析に加え、小規模事業者の労働生産性等について分析を行い、第2部では、小規模事業者の生産性向上に向けた取組について分析を行っており、具体的には、業務の見直し、IT利活用、設備投資、企業間連携等について分析している。また、第3部では、地域課題に対応しながら成長する小規模事業者やいわゆるフリーランス等の「新しい働き方」としての小規模事業者について事例を取り上げている。

「白書」の中での各項目要旨としては、「第1部 平成29年度（2017年度）の小規模事業者の動向」として、①小規模事業者の現状・・・我が国経済の緩やかな回復基調にあり、これに伴い、経常利益が回復基調にあるなど、改善傾向にある小規模事業者の景況等を分析する。②小規模事業者の構造分析・・・小規模事業者の全体像について示した上で、小規模事業者の強み、課題等について明らかにし、小規模事業者の多様性を示す。③小規模事業者の労働生産性分析・・・小規模事業者と大企業・中規模企業間の労働生産性の規模間格差は拡大傾向にあるも

の、小規模事業者の中には、大企業・中規模企業を上回る労働生産性を発揮する者も存在することを明らかにする。

また、「第2部 小規模事業者の労働生産性の向上に向けた取組」では、①小規模事業者の人手不足と業務の見直し・・・小規模事業者における人手不足感の高まりについて概観するとともに、多くの小規模事業者が経営者の労働時間を増加させることで対応していることを明らかにし、経営者の業務を効率化する重要性を示す。②小規模事業者のIT利活用による労働生産性の向上・・・小規模事業者のIT利活用の現状と課題について確認し、間接業務を中心にIT導入を進めることで経営者の業務負担を軽減し、労働生産性を向上させる重要性を示す。③小規模事業者の設備投資による労働生産性の向上・・・小規模事業者の設備投資の現状について確認し、小規模事業者の設備投資が力強さに欠ける背景として後継者の不在等があることや積極的に投資を実施することで労働生産性向上につながることを明らかにする。④小規模事業者の企業間連携及び事業承継による労働生産性の向上・・・小規模事業者の企業間連携の現状について確認し、特に異業種との企業間連携を実施することで労働生産性向上につながることを明らかにする。加えて、事業を承継した小規模事業者は成長志向が強く、収益力も高いことを明らかにし、事業承継が労働生産性向上にもつながり得ることを示す。

さらに、「第3部 活躍する小規模事業者の姿」では、①地域課題に対応しながら成長する小規模事業者・・・地域産品の開発等の地域経済に波及効果のある事業者や、買い物弱者支援など地域コミュニティを支える事業者の取組事例を紹介する。加えて、小規模事業者に対して地域の支援機関同士が連携しながら支援する事例等を紹介し、地域ぐるみできめ細やかな支援を行う重要性を示していく。②「新しい働き方」としての小規模事業者・・・兼業・副業として的小規模事業者の事例や、出産・育児等のライフイベントに応じ働き方として的小規模事業者の事例を紹介し、小規模事業者が多様な働き方の受け皿となっていることを示していく。との内容となっている。

最後となるが、「白書」では、IT化についても小規模事業者の人手不足が深刻化している現状を概観し、その上で多くの小規模事業者は人手不足の状況に対し、経営者自身の労働時間を増やして対応しており、経営者の労働時間は長く、負担が大きいということを確認している。そのような状況のもと、自身の業務時間を削減したいとする経営者は多く、特に間接業務の従事時間を減らしたいと考えているようだ。その削減の方向性は、従業員に業務を任せるよりも、IT化を図りたいという経営者が多いことが分かった、としている。第1回「白書」から取り寄せ見ているが、寄り添うべき資格者として存在する「税理士」という言葉はほとんど出てこない。中小企業はもとより、小規模企業者にとっても税理士は経営の良きパートナーとなるはずであり、税理士を有効活用した分析等が掲載されることを望んで、筆を置くこととする。

《 参 考 》

- 小規模企業振興基本法の制定等については中小企業庁HP参照
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140627shokibo.htm>
- 中小企業庁「小規模企業白書：2018年版」PDF版
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokuji_syou.htm
- 中小企業庁「小規模企業白書」バックナンバー
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/syoukiboindex.html>
- 拙稿「小規模企業白書（2015年版）」日税研メールマガジンvol.105、平成27年12月16日配信
<http://www.jtri.or.jp/mailmag/pdf/vol.105.pdf>